

シリーズ

わたし流、  
ヤンかしまの暮らし。

「移住で知った四季の素晴らしさ」

松尾さん ご家族

高島市でアウトドアを  
しながら自然も満喫中!



たかしまへ移住（I・J・Uターン）された方に、インタビュー!

私たちはアウトドアが好きで、高島市は自然豊かで住んで楽しい場所だと思い、家族3人で大阪から1年前に移住しました。

移住して驚いたことは四季の素晴らしさです。今まで、いろいろな所に行きましたが、こんなにも四季を身近に楽しめる場所は初めてでした。春には海津大崎の桜、夏には田んぼ脇の用水路で蛍狩り、秋にはメタセコイア並木の紅葉、冬には雪など、これらの景色全てが、家から車で20分ほどの場所で楽しめることも驚きでした。

今後は一軒家を購入し、庭でバーベキューをしたり、ガーデニングを楽しんだりと家族で楽しみながら暮らしていきたいと思っています。

国保年金あらかると

☎ 保険年金課 ☎ (25) 8137  
大津年金事務所 ☎ 077 (521) 1126

知っていますか? 国民年金保険料免除制度

どんな制度?

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合、本人、配偶者および世帯主それぞれの前年所得が一定額以下であれば、保険料の納付が免除・猶予される制度です。

※失業や事業の廃止（廃業）の届出または休止の届出をされた場合は、「特例免除制度」が利用できます。

猶予制度は、本人が50歳未満の期間について申請できる制度です。

申請の受付は?

- ◎受付開始日 7月1日㊦
- ◎対象年度 令和6年度分 (令和6年7月から令和7年6月まで)
- ◎場所 高島市役所保険年金課または各支所 (申請書は窓口に備え付けてあります。)
- ※免除や納付猶予の申請は過去2年まで (申請月の2年1か月前の月分まで) さかのぼって申請することができます。



保険料を未納のままにすると?

- ◎高齢基礎年金を受けとれない場合があります。
- ◎障害・死亡といった不慮の事態が発生したときに障害基礎年金や遺族基礎年金を受けとれない場合があります。

◆詳しくは、市役所保険年金課または、大津年金事務所にお問い合わせください。

7月

催し物のお知らせ

今津図書館

○エントランス展示  
「広島の高校生が描いた原爆の絵」展  
出展：新日本婦人の会 高島支部  
期間：1日㊦～30日㊦ 開館時間中

○かけはし午後の朗読会  
日時：30日㊦ 14時～14時30分  
朗読：音訳サークルかけはし  
作品：柏田道夫/作『武士の料理帖』から「たまごかゆ」他

安曇川図書館 30周年

今月のおすすめ

『いきものづきあいルールブック』  
(誠文堂新光社)  
一日一種/著  
水谷知生 長谷成人/監修  
本書は、ストーリーマンガを読みながら、自然の生き物と関わる時に気をつけるべき法律やマナーを解説しています。良かれと思い野生動物を助けても、実は法律違反になることもあるので、ご注意ください。

この他にも新しく入った本がありますので、新着・新刊案内は、各図書館での掲示、チラシやホームページをご覧ください。各図書館までお気軽にお問い合わせください。

|          | 開館時間           | 電話番号        | 7月の休館日               | 7月のおはなし会 |
|----------|----------------|-------------|----------------------|----------|
| 今津図書館    | 10時～19時(㊦は21時) | ☎ (22) 3827 | 水・木曜日                | 14日㊦     |
| 安曇川図書館   | 10時～19時(㊦は21時) | ☎ (32) 4711 | 月・火曜日                | 13日㊦     |
| マキノ図書館   |                | ☎ (27) 0350 | 月(15日除く)<br>火曜日・17日㊦ | 27日㊦     |
| 朽木図書館サロン | 10時～18時        | ☎ (38) 2324 |                      | 11日㊦     |
| 新旭図書室    |                | ☎ (25) 2811 |                      | 20日㊦     |
| 高島図書室    |                | ☎ (36) 2160 |                      |          |

催し物の詳しい内容は各図書館のチラシやホームページをご覧ください。



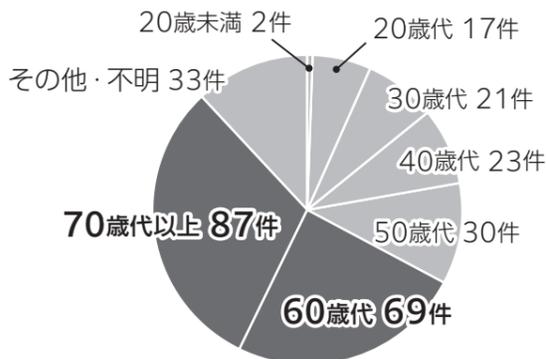
相談窓口から はい!ニッコリ

☎ 消費生活センター ☎ (25) 8106

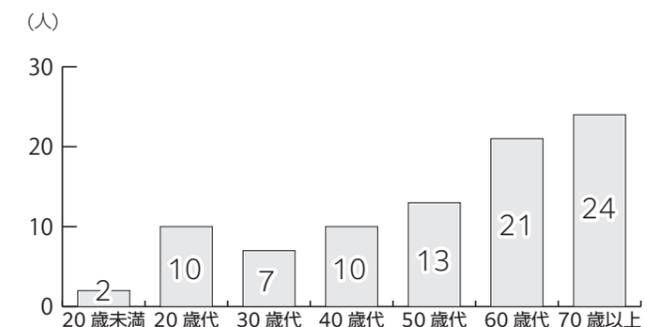
困ったときはひとりで悩まず、ご相談ください

令和5年度消費生活相談報告

▼年代別相談件数



▼通信販売に関する相談の年齢構成



- 相談件数は282件で、年代別にみると60歳以上が半数以上を占めました。
- 通信販売によるトラブルの相談が一番多く、定期購入の解約に関する相談は、ほとんどが健康食品や化粧品でした。
- 実在する会社をかたる架空請求の電話や、個人情報やだまし取ろうとする成りすましメールに関する相談も多く寄せられました。